

JNRP31S15-02

電磁的記録分野の技術的適用文書
－JIS X 25051 における適用－

(第2版)

2025年1月16日

独立行政法人製品評価技術基盤機構
認定センター

目次

序文.....	3
1. 適用範囲.....	3
2. 引用規格及び関連文書	3
3. 用語及び定義	4
4. 一般要求事項.....	4
5. 組織構成に関する要求事項.....	5
6. 資源に関する要求事項	5
7. プロセスに関する要求事項	5
8. マネジメントシステムに関する要求事項.....	6
附則.....	7
別紙.....	8

電磁的記録分野の技術的適用文書－JIS X 25051 における適用－

序文

この適用文書は、独立行政法人製品評価技術基盤機構認定センター（以下「認定センター」という。）が運用する産業標準化法に基づく試験事業者登録制度（以下「JNLA 登録」という。）及び JNLA 認定プログラム（以下「JNLA 認定」という。）における要求事項の一部として用いるものである。

この適用文書は、ISO/IEC 17011（対応する版がある場合には JIS Q 17011 を含む。）の 4.6.2 項及び 4.6.3 項に基づいて作成されるもので、ISO/IEC 17025（対応する版がある場合には JIS Q 17025 を含む。）の要求事項を、当該分野又はそのうちの特定の試験方法に関して、具体的に明確に詳述したものである。そのため、この適用文書は ISO/IEC 17025 の範囲を超えるものではなく、この適用文書に従うことによって試験事業者は要求事項を満たし、また、もしこの適用文書の代替手段が同等の結果を与えることを示すならば、それらが使用されてもよい。

JNLA 登録及び JNLA 認定において申請試験事業者、登録試験事業者又は認定試験事業者は、関連する分野の適用文書に適合することが要求される。

備考 ISO/IEC 17025 との対応を明確にするため、以下の項目番号は、ISO/IEC 17025 と同一とした。このため、対応する適用文書がない場合、欠番となるものもある。

1. 適用範囲

この適用文書は、産業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令（以下「省令」という。）に基づく試験方法の区分に従い、電磁的記録分野に係る別紙 表の試験方法の区分のうち、JIS X 25051 に適用するものである。

2. 引用規格及び関連文書

2.1 引用文書

- ・ISO/IEC 17025 (2017): General requirements for the competence of testing and calibration laboratories (試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項)
- ・ISO/IEC 17011 (2017): Conformity assessment – Requirements for accreditation bodies accrediting conformity assessment bodies (適合性評価－適合性評価機関の認定を行う機関に対する要求事項)
- ・JNRP21 JNLA 登録の一般要求事項
- ・JNRP23 JNLA 認定の一般要求事項

2.2 関連文書

- ・JIS X 25051: システム及びソフトウェア製品の品質要求及び評価 (SQuaRE)－既製ソフトウェア

製品(RUSP)に対する品質要求事項及び試験に対する指示

- ・JNRP22 JNLA 登録及び認定の取得と維持のための手引き
- ・URP23 IAJapan 測定のトレーサビリティに関する方針
- ・URP33 IAJapan 技能試験及び/又は技能試験以外の試験所間比較への参加に関する方針

3. 用語及び定義

3.1 一般

この適用文書で用いる主な用語の定義は、JNLA 登録の一般要求事項(JNRP21)、JNLA 認定の一般要求事項(JNRP23)及び ISO/IEC 17025 で定めるものによる。

3.2 IT 検証技術者認定(IT Verification Engineer Certification, 略称 IVEC)

一般社団法人 IT 検証産業協会(IVIA)が実施する IT の検証技術者の認定制度(以下、「IVEC」)。

3.3 JSTQB 及び ISTQB 認定テスト技術者資格

NPO 法人ソフトウェアテスト技術振興協会が運営し、一般財団法人日本科学技術連盟が試験を実施しているテスト技術者資格認定 Japan Software Testing Qualifications Board (以下、「JSTQB」)。JSTQB のテスト技術者資格は、International Software Testing Qualifications Board (以下、「ISTQB」)を通じて、国外の ISTQB 連携のテスト技術者資格と相互認証を行っている。

3.4 IT スキル標準(IT Skill Standard, 略称 ITSS)

IT スキル標準(以下、「ITSS」)は、IT 関連事業や IT 業務に従事する人材の持つ知識や能力、およびその水準を計る基準であり、職種や専門分野などを定義し、経済産業省所管の独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が策定・公表している IT 関連サービスの提供に必要とされる能力を明確化・体系化した指標。

3.5 認定情報技術者(Certified IT Professional, 略称 CITP)

認定情報技術者(以下、「CITP」)は、一般社団法人情報処理学会が行っている高度の専門知識と豊富な業務経験を有する情報技術者を認定する制度。IT スキル標準のレベル 4 以上の上級技術者が対象の 3 年間の有効期間となっており、CPD(継続研鑽、Continuing Professional Development)を前提とした資格更新制度。情報技術者を対象とする資格制度に関する国際標準としては、ISO/IEC 24773(ソフトウェア技術者認証)及び ISO/IEC 17024(適合性評価:要員の認証を実施する機関に対する一般的要求事項)があり、CITP 制度はこれらの国際標準と整合性が取られている。

4. 一般要求事項

4.1 公平性

「詳述なし。」

4. 2 機密保持

「詳述なし。」

5. 組織構成に関する要求事項

「詳述なし。」

6. 資源に関する要求事項

6. 1 一般

「詳述なし。」

6. 2 要員

6. 2. 2

試験要員は IVEC のレベル 4 以上の資格を取得しているか、それと同等の力量を有する以下の資格を取得していること。申請試験事業者は、省令第 2 条第 1 項第 2 号チに該当する電磁的記録試験を実施する能力を有することを証明する書類として、資格を取得している証書の写しを提出すること。

また、登録試験事業者又は認定試験事業者は取得した資格が更新された際は、その写しを登録申請書等変更届により提出すること。

- ① JSTQB 及び ISTQB Advanced レベル
- ② IT スキル標準(ITSS)レベル 4
- ③ CITP

6. 3 施設及び環境条件

「詳述なし。」

6. 4 設備

「詳述なし。」

6. 5 計量トレーサビリティ

適用しない。

6. 6 外部から提供される製品及びサービス

「詳述なし。」

7. プロセスに関する要求事項

7. 1 要求、見積仕様書及び契約のレビュー

「詳述なし。」

7.2 方法の選定、検証及び妥当性確認

以下の項目は、適用しない。

7.2.1.4

7.2.1.5

7.2.1.6

7.2.1.7

7.2.2

7.3 サンプルング

原則、「詳述なし。」

サンプルングの条件や手順は、JIS で要求される場合は、それに従う。

7.4 試験・校正品目の取扱い

「詳述なし。」

7.5 技術的記録

「詳述なし。」

7.6 測定不確かさの評価

適用しない。

7.7 結果の妥当性の確保

「詳述なし。」

7.8 結果の報告

「詳述なし。」

7.9 苦情

「詳述なし。」

7.10 不適合業務の管理

「詳述なし。」

7.11 データの管理及び情報マネジメント

「詳述なし。」

8. マネジメントシステムに関する要求事項

8.1 選択肢

「詳述なし。」

8. 2 マネジメントシステムの文書化(選択肢A)

「詳述なし。」

8. 3 マネジメントシステム文書の管理(選択肢A)

「詳述なし。」

8. 4 記録の管理(選択肢A)

「詳述なし。」

8. 5 リスク及び機会への取組み(選択肢A)

「詳述なし。」

8. 6 改善(選択肢A)

「詳述なし。」

8. 7 是正処置(選択肢A)

「詳述なし。」

8. 8 内部監査(選択肢A)

「詳述なし。」

8. 9 マネジメントレビュー(選択肢A)

「詳述なし。」

附則

この規程は、2020年4月1日から適用する。

附則

この規程は、2025年1月16日から適用する。

別紙

表：この適用文書の適用対象となる JNLA 試験方法区分

区分 No.(注)	試験方法の区分の名称
*77	電磁的記録試験

(注) JNRP32S10 JNLA 試験方法区分一覧で定める、1 試験方法 1 試験区分として扱う区分 No.。

電磁的記録分野の技術的適用文書－JIS X 25051 における適用－ 第2版 改正のポイント

<主な改正内容>

- ◆ 技能試験に関する方針の改正に伴う修正

内容の変更を伴う改正か所には、下線を付しています。